

新たに蜜蜂を飼おうとする方へ



北海道内において『**採蜜を目的に蜜蜂を飼育する場合**』は、養蜂振興法等関係法令に基づいた手続きが必要です。

1 事前の準備

① 蜜蜂を飼育する場所の確認

近隣に蜜蜂飼育者がいないか、あらかじめ総合振興局・振興局へ確認すること。

② 地元市町村へ確認

近隣住民への危害、ヒグマ等の出没が無いか、あらかじめ地元市町村へ確認すること。

2 調整の手続き

① 飼育希望場所の正確な土地地番等の確認

調整に必要となるため、正確な土地地番を確認すること。

② 飼育場所の正確な土地地番を確認

自己所有地でない場合は、地権者との相談の上、土地の使用について承諾を得ること。

③ 調整の実施

伝染病まん延防止の観点から、養蜂業の円滑な振興を期すため、蜜蜂を新規に飼育する場合は、北海道養蜂協会各地区養蜂組合との協議・調整が必要となります。

調整了承

調整未了

飼育場所の変更等を検討の上、次年度の調整へ向け準備を行ってください。

3 法令に基づく手続き

① 「蜜蜂飼育届出書」の提出

毎年1月31日までに総合振興局・振興局へ提出すること。

② 「蜜蜂転飼許可申請書」の提出

蜜蜂を移動する場合は、設置の2ヵ月前までに総合振興局・振興局へ提出すること。

③ 「腐蛆病検査」の受検

飼育場所を管轄する家畜保健衛生所から連絡に基づき、所定の手続きを進めること。

相談窓口

オホーツク総合振興局産業振興部農務課 TEL 0152-41-0665 FAX 0152-44-0240

網走家畜保健衛生所

TEL 0157-36-0725 FAX 0157-36-5801

